

○延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	中国北京でのいわゆる「六ヶ国協議」(04年2月)に出張した外務省職員の出張費詳細及び日程のわかる文書(全員分)	H16. 3. 4	H16. 5. 3	H17. 8. 19	473	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	1969年9月の愛知外相訪米に関する文書(準備資料、米国人要人ととの会談の議事録など)	H17. 4. 25	H17. 6. 24	H17. 8. 25	62	対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかった他、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙であり、開示請求の処理に予想以上に時間を要したため。
	日ソ・サハリン石油・天然ガス・プロジェクト 経済局国際エネルギー課 1983年12月01日(作成) 大臣官房総務課(管理) (開示決定2件)	H17. 5. 10	H17. 7. 9	H17. 8. 22 H17. 9. 7	44 60	現在も継続中のプロジェクトであるため、文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が必要であり、かつ民間企業の企業活動に関わる内容の文書について延長手続時に想定されていなかった更なる第三者照会が必要となったこと、また、同第三者照会の結果を踏まえて、関係省庁と調整する必要が生じたことから、時間を要したため。
	2003年8月来日のベトナム前副大統領グエン・ティ・ビン女史一行の氏名と経歴(他、計5件)	H17. 8. 12	H17. 9. 26	H17. 10. 3	7	開示請求が本件以外にも多数あり、2005年9月の愛知万博賓客招聘等当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求があった日から60日以内にすべてについて開示決定等を行うことが困難であったため。
	1969年9月12日から15日にかけての愛知外相訪米の際に行われた、愛知外相とロジャーズ国務長官との会談記録	H17. 9. 6	H17. 11. 5	H17. 12. 9	34	対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかった他、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙であり、開示請求の処理に予想以上に時間を要したため。
	1984年8月に来日した李鵬副首相と中曽根首相ら日本側要人の会談記録	H17. 10. 21	H17. 12. 20	H18. 1. 16	27	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	平成17年9月1日現在の外務省ロシア課長の氏名と入省年次、俸給の級と号が分かる文書	H17. 10. 13	H17. 12. 21	H18. 1. 12	22	同時期に処理すべき開示請求が重なったことにより開示請求の処理に予想以上の時間を要したため。
	平成17年9月1日現在の欧州局ロシア課の課員数及び平成17年9月1日現在、欧州局ロシア課に国家公務員としての身分を持たない者(アルバイト職員を含む)が勤務しているとの事実があるかが分かる文書	H17. 10. 13	H17. 12. 21	H18. 1. 10	20	同時期に処理すべき開示請求が重なったことにより開示請求の処理に予想以上の時間を要したため。
	多発する在日中国人の犯罪に関して、日本政府が正式に中国政府に抗議した事例があれば、その時の相双の発言内容について知りたい(過去5年以内について)	H17. 10. 28	H17. 12. 27	H18. 1. 16	20	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	「北方領土パンフレット/ロシア語」作成者: 欧亜局ロシア課 1992年2月1日作成 当該ファイル中、どのような経過で作成し、どこに配布し、どのような反応があったかがわかる部分。パンフレットそのもの。(他、計2件)	H17. 11. 11	H18. 1. 10	H18. 2. 10	31	開示請求受付後、プーチン大統領の訪日、同大統領訪日のフォローアップ等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	平成元年以降の人事処分(懲戒処分)の内容(氏名、役職、処分内容、処分理由、被処分者の弁明等、処分に関する発表演、処分に関する人事院への報告、その他)が分かる文書	H17. 11. 11	H18. 1. 10	H18. 1. 23	13	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示請求の対象となるか否かの調査、及び開示・不開示の決定等に、予想以上の時間を要したため。
	外務省 湾岸紛争/対中東貢献策(避難民輸送自衛隊機使用) 1991年1月22日(中近東アフリカ局中近東第1課)	H17. 11. 21	H18. 1. 20	H18. 3. 6	45	開示請求後、小泉総理のトルコ訪問等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
	湾岸紛争／湾岸危機後の諸問題（日本の対応）1991年2月4日（中近東アフリカ局中近東第1課）	H17.11.21	H18.1.20	H18.2.28	39	開示請求後、小泉総理のトルコ訪問等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。